

株 主 各 位

東京都港区西新橋三丁目16番11号
愛 宕 イ ー ス ト ビ ル 1 3 階
A I C R O S S 株 式 会 社
代表取締役社長 原 田 典 子

第7期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第7期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

今回は新型コロナウイルス感染症のリスクが高まっているため、株主様の安全を最優先に考えた総会といたしたく存じます。株主の皆様におかれましては、本総会へのご来場を可能な限りお控えいただきますよう、ご協力お願い申しあげます。

つきましては、書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁に記載の「議決権行使についてのご案内」に従い、2022年3月24日（木曜日）午後6時まで議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年3月25日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 東京都港区西新橋三丁目16番11号
愛宕イーストビル 13階 当社オフィス

3. 目的事項 報告事項

1. 第7期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第7期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款の一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬（業績連動型株式報酬）の付与のための報酬決定の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、会場でのマスク着用等にご協力ください。健康状態によっては入場をお断りさせていただく場合がございますことをご了承ください。

本招集ご通知において提供すべき書類のうち、「新株予約権等の状況」、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://aicross.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知提供書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人又は監査等委員会が会計監査報告又は監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://aicross.co.jp/>) に掲載させていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2022年3月25日(金曜日)
午前10時(受付開始:午前9時)



書面(郵送)で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年3月24日(木曜日)
午後6時到着分まで



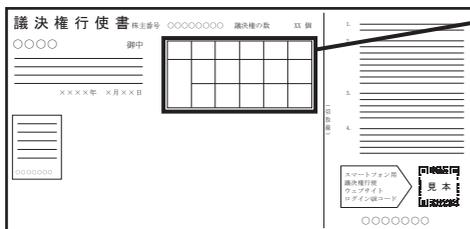
インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年3月24日(木曜日)
午後6時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



こちらに議案の賛否をご記入ください。

- 第1・4号議案**
- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
 - 反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 第2・3号議案**
- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
 - 全員反対の場合 >> 「否」の欄に○印
 - 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

書面(郵送)およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

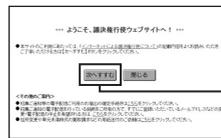
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)

(受付時間 9:00～21:00)

(提供書面)

事業報告

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種が加速しているものの、変異株による感染拡大もあり、依然として景気の先行き不透明な状態が続いております。

一方で、新型コロナウイルスを起因に新しい働き方に対応するデジタルシフトが加速するとともに、デジタルトランスフォーメーション等への注目度は高まっており、そのセキュリティの重要性も高まっております。当社では、デジタル化が進む各業界向けに顧客との新たなコミュニケーションツールを提供すべく新規開発を強く推進しております。

当社グループを取り巻くインターネット関連市場につきましては、スマートフォンやタブレット端末の普及に伴い、日本における2021年9月末時点の移動系通信の契約数は、1億9,847万回線（前年同期比0.8%増）と増加が続いております（出所：総務省「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表（2021年度第2四半期（9月末））」）。また、当社グループがターゲットとする働き方改革ICT市場におきましては、時間と場所に柔軟性を持たせた働き方の促進が急速に求められており、テクノロジーを積極的に活用した生産性の向上、ワークライフバランスの向上といった取り組みにより、今後益々の市場の拡大が期待されております。

このような事業環境のもと、当社グループは、“Smart Work, Smart Life～テクノロジーでビジネススタイルをスマートに”をミッションとして、メッセージングサービス及びHR関連サービスを展開してまいりました。2021年6月には、それまで展開していたビジネスチャットサービスを、よりポテンシャルの高いメッセージング領域・HR領域に経営資源を集中するため事業譲渡を行っております。また、当社事業と関連する領域の企業への投資・支援を通じ、新しい価値の創出、事業の加速・拡大を目指すため、CVC（コーポレートベンチャーキャピタル）としてAIX Tech

Ventures株式会社をAI CROSS株式会社の100%子会社として設立いたしました。

メッセージングサービス「絶対リーチ！SMS」においては、市場の拡大に対応すべくセールス・マーケティングチームの体制を強化し、当連結会計年度末における取引社数は4,085社となっております。

HR関連サービスでは、社員のパーソナリティを適性検査により可視化し、自社に適した活躍人材を見極め、最適配置を実現する戦略人事アナリティクス「HYOUMAN BOX」をリリースし、大手企業様を中心にトライアル普及を進めております。

CVCであるAIX Tech Venturesにおいては、2件のスタートアップ企業への出資を実施しております。

これらの結果、当連結会計年度の業績は、売上高2,422,444千円、営業利益260,326千円、経常利益254,078千円、当期純利益341,137千円となりました。

なお、当社はSmart AI Engagement事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の状況に関しましては特記すべき事項はありません。

③ 資金調達の状況

増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当社は、2021年6月1日付で当社のビジネスチャット事業を、新設分割により新設会社に承継させ、さらに、本新設会社の株式の全てをナレッジスイート株式会社に譲渡いたしました。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 4 期 (2018年12月期)	第 5 期 (2019年12月期)	第 6 期 (2020年12月期)	第 7 期 (当連結会計年度 (2021年12月期))
売 上 高(千円)	1,120,914	1,450,882	1,908,451	2,422,444
経 常 利 益(千円)	95,192	170,004	190,421	254,078
当 期 純 利 益(千円)	87,338	124,204	135,137	341,137
1株当たり当期純利益(円)	26.07	35.78	34.59	86.37
総 資 産(千円)	547,073	1,267,664	1,507,718	1,975,614
純 資 産(千円)	338,692	1,007,120	1,184,323	1,535,930
1株当たり純資産(円)	101.10	258.61	300.18	388.29

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は期末発行済株式総数により算出しております。
2. 当社は、2019年7月1日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っておりますが、第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。
3. 当連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、第6期以前については、当社単体の数値を記載しております。なお、第6期以前の親会社株主に帰属する当期純利益については、当期純利益の金額を記載しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
AIX Tech Ventures (株)	千円 99,000	100%	国内外スタートアップ企業への投資 支援及びのビジネス支援、当社グル ープとの協業推進

(4) 対処すべき課題

当社が、更なる事業拡大及び成長を加速させるために、対処すべき主な課題は以下の通りであります。

① 新型コロナウイルス感染症の当社への影響等

新型コロナウイルス感染症に対して、当社では、企業の社会的責任を果たすと同時にステークホルダーの皆様のため、事業を発展させる取り組みとして、従業員の出勤前の検温等の健康観察の実施、リモートワークの推奨など、従業員の生産性向上、健康維持と安全確保を継続しております。従来までの常識に囚われない新しく多様な働き方を確立するよう努めてまいります。

② システム及びセキュリティの強化

当社は、収益の基盤となるサービスをインターネット上で展開していることから、システム稼働の安定性を確保することが経営上の重要な課題であると認識しております。そのため、システムを安全かつ安定的に稼働させるための人員体制の強化及びセキュリティ品質の向上に努めてまいります。

③ 優秀な人材の採用及び育成

当社は、A Iでコミュニケーションの次元を高める会社を目指し、組織力、営業力、開発力を高め、ユーザーの多様なニーズに最適に対応し、当社の成長を確かなものとするのが最重要課題と考えております。そのため、優秀なグローバル人材やデータサイエンティストの採用と既存従業員のスキルの底上げを実施し、従業員に対して魅力的な労働環境を提供すると共に当社のミッション・バリューを深く浸透させ、優秀な人材を育成するよう努めてまいります。

④ 内部管理体制の強化

当社は、今後もより一層の事業拡大を見込んでおります。そのため、当社の持続的な成長を支える盤石な内部管理体制の構築を図るとともに、金融商品取引法における内部統制報告制度の適用や子会社管理等を行い、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

⑤ 知的財産権の確保

当社では、日々の開発業務から生じた新規性のある独自技術を保護するために、当社単独又は共同開発企業と共同で、特許権等の知的財産権の取得を

図っております。しかしながら、A Iに関する開発分野においては、多くの国内外企業が積極的に取り組んでいるため、当社も特許権等の取得により当社の活動領域を確保することが課題であると考えております。今後、さまざまな業界において有用な知見が得られることが期待されるため、他社に先駆けて戦略的な特許権等の取得に取り組んでまいります。

⑥ 新技術への対応

当社が事業を行うA I関連の技術は、世界的に研究開発が活発に行われております。このような環境の下で当社が事業を継続的に拡大していくためには、さまざまな新技術に適時に対応していくことが必要であると認識しております。そのため、最先端の情報収集に努め、最先端の技術の開発と導入を行いながら技術力の向上に取り組んでまいります。

⑦ 携帯電話事業者との関係強化

携帯電話事業者により、SMS送信単価の引き上げや契約が継続できなかった場合に、業績に重要な影響を及ぼすと考えております。そのため携帯電話事業者との強固なりレーションを継続し、今後より深い関係を構築できるよう努めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2021年12月31日現在)

当社においては、「Smart Work, Smart Life～テクノロジーでビジネススタイルをスマートに」をミッションに掲げ、「A Iでコミュニケーションの次元を高める会社」というビジョンのもと、Smart AI Engagement事業の開発及び販売を展開しております。

(6) 主要な事業所 (2021年12月31日現在)

本	社	東京都港区
---	---	-------

(7) 使用人の状況 (2021年12月31日現在)

使用人数	前事業年度 末比増減	平均年齢	平均勤続年数
44(1)名	4名増(-)	36.7歳	2.0年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	36百万円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2021年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 12,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 4,002,850株
- (3) 株主数 4,500名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社IBIサーチ	580千株	14.5%
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	219	5.5
株式会社SBI証券	183	4.6
楽天証券株式会社	156	3.9
岡部典子	147	3.7
株式会社AIB	124	3.1
株式会社アウトソーシングテクノロジー	101	2.5
三菱UFJキャピタル6号 投資事業有限責任組合	90	2.2
株式会社VOYAGE VENTURES	81	2.0
東京電力フロンティアパートナーズ 合同会社	75	1.9

(注) 1. ストック・オプションの行使により、発行済株式の総数は7,800株増加しております。

2. 持株比率は、自己株式(47,449株)を控除して計算しております。

3. 岡部典子氏は、当社代表取締役社長原田典子の戸籍上の氏名であります。

3. 会社役員 の 状況

(1) 取締役 の 状況 (2021年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	原 田 典 子	
取 締 役	菅 野 智 也	
取 締 役	櫻 井 稚 子	株式会社NTTドコモパートナービジネス推進部担当部長 株式会社DEFアニバーサリー社外取締役 オイシックス・ラ・大地株式会社社外取締役 Plus W株式会社代表取締役 株式会社You Meey代表取締役
取 締 役 (常勤監査等委員)	鈴木 さなえ	
取 締 役 (監査等委員)	田 中 正 則	株式会社フォローワンズハート代表取締役 公益財団法人水産無脊椎動物研究所理事 株式会社メディックス取締役
取 締 役 (監査等委員)	仙 石 実	南青山FAS株式会社代表取締役 南青山税理士法人代表社員 南青山リーダーズ株式会社代表取締役 南青山ホールディングス株式会社代表取締役 一般社団法人IPO・M&A ACADEMY代表理事 株式会社Stock Tech社外取締役 (監査等委員)

- (注) 1. 原田典子氏の戸籍上の氏名は、岡部典子であります。
2. 取締役 (監査等委員) 田中正則氏及び仙石実氏は、社外取締役であります。
3. 取締役 (監査等委員) 仙石実氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、鈴木さなえ氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 当社は、社外取締役田中正則氏、仙石実氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当社は、取締役及び監査役全員を被保険者とする、役員賠償責任保険 (D&O保険) 契約を締結しております。当該保険の保険料につきましては、取締役会の承認及び社外取締役全員の同意を踏まえ、会社負担としております。なお、故意又は法令違反に起因する損害賠償請求は上記保険契約により填補されません。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、監査等委員である取締役及び各社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	3名 (一)	45百万円 (一)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3 (2)	6 (2)
合 計 （うち社外取締役）	6 (2)	51 (2)

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2018年3月30日開催の第3期定時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は3名（うち、社外取締役は0名）です。
2. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2018年3月30日開催の第3期定時株主総会において、年額60百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名（うち、社外取締役は2名）です。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・社外取締役（監査等委員）田中正則氏は、株式会社フォローワンズハートの代表取締役及び株式会社メディックスの取締役並びに公益財団法人水産無脊椎動物研究所の理事であります。これらの兼職先と当社との間には特別な関係はありません。
 - ・社外取締役（監査等委員）仙石実氏は、南青山FAS株式会社の代表取締役、南青山税理士法人の代表社員、南青山リーダーズ株式会社の代表取締役、南青山ホールディングス株式会社の代表取締役、一般社団法人IPO・M&A ACADEMYの代表理事、株式会社Stock Techの社外取締役（監査等委員）であります。これらの兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
<p>社外取締役（監査等委員）</p> <p>田中正則</p>	<p>当事業年度に開催された取締役会22回の全てに、監査等委員会15回の全てに出席いたしました。</p> <p>出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から意見を述べる等取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・発言を行いました。また、監査等委員会において、主にコンプライアンスの観点から適宜、必要な発言を行っております。</p>
<p>社外取締役（監査等委員）</p> <p>仙石実</p>	<p>当事業年度に開催された取締役会22回の全てに、監査等委員会15回の全てに出席いたしました。</p> <p>出席した取締役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、当社の経理システム並びに内部監査について、適宜必要な発言を行っております。</p>

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 東陽監査法人

(注) 2021年3月26日開催の第6期定時株主総会において東陽監査法人が選任されたことに伴い、当社の会計監査人であったEY新日本有限責任監査法人は退任いたしました。

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,001千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,001千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上重要な施策の一つとして位置づけております。しかしながら、現在当社は成長拡大の過程にあると考えており、経営基盤の強化及び積極的な事業展開のために内部留保の充実を図り、事業拡大に向けた投資に充当することで、更なる事業拡大を実現することが株主の皆様に対する最大の利益還元につながると考えおります。

このことから、現時点において配当の実施及びその時期等については未定ではありますが、将来的には、財政状態及び経営成績等を勘案し、株主の皆様への利益還元策を決定していく方針であります。

連結貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,708,825	流動負債	421,206
現金及び預金	1,326,926	買掛金	209,543
売掛金	331,546	1年以内返済予定 の長期借入金	18,396
前払費用	27,036	未払金	38,159
未収消費税等	23,887	未払費用	6,300
その他	380	預り金	3,702
貸倒引当金	△952	未払法人税等	145,105
固定資産	266,788	固定負債	18,477
有形固定資産	20,168	長期借入金	18,477
建物	16,800		
工具、器具及び備品	3,368		
無形固定資産	60,519	負債合計	439,683
ソフトウェア	4,376	(純資産の部)	
ソフトウェア仮勘定	56,142	株主資本	1,535,823
投資その他の資産	186,101	資本金	12,977
投資有価証券	127,912	資本剰余金	913,828
差入保証金	32,911	利益剰余金	609,671
繰延税金資産	25,276	自己株式	△653
		新株予約権	107
		純資産合計	1,535,930
資産合計	1,975,614	負債純資産合計	1,975,614

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		2,422,444
売 上 原 価		1,544,998
売 上 総 利 益		877,446
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		617,120
営 業 利 益		260,326
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	11	
そ の 他	60	71
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	247	
為 替 差 損	2,715	
投 資 事 業 組 合 運 用 損	2,084	
支 払 手 数 料	1,270	6,318
経 常 利 益		254,078
特 別 利 益		
事 業 分 離 に よ る 移 転 利 益	257,510	257,510
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		511,589
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	178,385	
法 人 税 等 調 整 額	△7,933	170,451
当 期 純 利 益		341,137
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		—
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		341,137

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,594,056	流動負債	420,830
現金及び預金	1,212,498	買掛金	209,543
売掛金	331,546	1年内返済予定の 長期借入金	18,396
前払費用	26,636	未払金	37,879
未収消費税等 その他	23,583	未払費用	6,300
貸倒引当金	△952	未払法人税等 預り金	145,009 3,702
固定資産	384,791	固定負債	18,477
有形固定資産	20,168	長期借入金	18,477
建物	16,800		
工具、器具及び備品	3,368		
無形固定資産	60,519		
ソフトウェア	4,376		
ソフトウェア仮勘定	56,142		
投資その他の資産	304,103	負債合計	439,307
投資有価証券	47,915	(純資産の部)	
関係会社株式	148,000	株主資本	1,539,432
長期貸付金	50,000	資本金	12,977
差入保証金	32,911	資本剰余金	913,828
繰延税金資産	25,276	資本準備金	449,138
		その他資本剰余金	464,689
		利益剰余金	613,280
		その他利益剰余金	613,280
		繰越利益剰余金	613,280
		自己株式	△653
		新株予約権	107
		純資産合計	1,539,539
資産合計	1,978,847	負債純資産合計	1,978,847

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		2,422,444
売 上 原 価		1,544,998
売 上 総 利 益		877,446
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		614,935
営 業 利 益		262,510
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	90	
業 務 委 託 収 入	1,250	
そ の 他	60	1,400
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	247	
為 替 差 損	2,715	
投 資 事 業 組 合 運 用 損	2,084	
支 払 手 数 料	1,270	6,318
経 常 利 益		257,591
特 別 利 益		
事 業 分 離 に よ る 移 転 損 益	257,510	257,510
税 引 前 当 期 純 利 益		515,102
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	178,289	
法 人 税 等 調 整 額	△7,933	170,355
当 期 純 利 益		344,746

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年2月22日

AI CROSS株式会社

取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人
東 京 事 務 所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 山 田 嗣 也
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公 認 会 計 士 三 宅 清 文
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、AI CROSS株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、AI CROSS株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年2月22日

AI CROSS株式会社

取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人
東 京 事 務 所

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 山田 嗣也

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 三宅 清文

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、AI CROSS株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第7期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

(1) 監査等委員会は、監査の方針、職務の分担を定め、各監査等委員から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査等委員は、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議にオンライン形式に拠るものも含めて出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等とオンライン形式に拠るものも含めて意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監査及び検証するとともに、会計監査人からその職務の遂行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月25日

A I C R O S S株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 鈴木 さなえ

監査等委員 田中正則

監査等委員 仙石 実

(注) 監査等委員田中正則及び仙石実は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 定款の一部変更の件

1. 定款変更の目的

(1) 事業目的の記載の変更

変更案第2条は、当社事業の現状に即し、事業目的の記載を変更するものです。

(2) 株主総会資料の電子提供制度の導入

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものです。

- ・ 変更案第14条は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めると共に、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。
- ・ 現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものです。
- ・ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

（下線は変更箇所）

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の各号に記載する業務を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の各号に記載する業務を営むことを目的とする。
(1)～(10) (条文省略)	(1)～(10) (現行どおり)
(新設)	<u>(11) 子会社および関連会社の事業活動に関する運営管理事業</u>
<u>(11)</u> (条文省略)	<u>(12)</u> (現行どおり)
<u>(12)</u> (条文省略)	<u>(13)</u> (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第3条～第13条 (条文省略)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>第15条～第40条 (条文省略)</p>	<p>第3条～第13条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p><u>(株主総会資料の電子提供)</u></p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>会社法第325条の2に定める電子提供措置をとる。</u></p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部または一部について、<u>基準日までに会社法第325条の5に定める書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないこととすることができる。</u></p> <p>第15条～第40条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>付則 (監査役の責任免除に関する経過措置) 第1条～第2条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>付則 (監査役の責任免除に関する経過措置) 第1条～第2条 (現行どおり) <u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p>第3条 変更前定款第14条の削除および 変更後定款第14条の新設は、 <u>2022年9月1日(以下「施行日」</u> <u>という。)から効力を生ずるもの</u> <u>とする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施</u> <u>行日から6月以内の日に開催する</u> <u>株主総会については、変更前定款</u> <u>第14条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本条は、施行日から6月を経</u> <u>過した日または前項の株主総会</u> <u>の日から3月を経過した日のいづれ</u> <u>か遅い日をもって、自動的に削除</u> <u>されることとする。</u></p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）

全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	はらだのりこ 原田典子 (1974年4月2日)	1998年4月 SAPジャパン株式会社入社 2000年12月 AOSテクノロジーズ株式会社入社 2002年4月 AOS Technologies America, Inc. 転籍 2011年11月 AOSテクノロジーズ株式会社転籍 2015年3月 当社代表取締役社長（現任）	147,159株
2	かんのともや 菅野智也 (1979年3月12日)	2001年4月 富士ソフト株式会社入社 2014年4月 同社ソリューション事業本部イ ンフォメーションビジネス事業 部情報ソリューション部長 2015年10月 当社入社 営業部長 2018年3月 当社取締役（現任）	29,124株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	さくら いわか こ 櫻井 稚子 (1973年5月1日)	2002年1月 株式会社ジェンヌ（現株式会社ABC Cooking Studio）入社 2012年10月 同社 スタジオ戦略本部長 2013年4月 同社 取締役副社長 2013年7月 同社 代表取締役社長 2014年12月 株式会社DEFアニバーサリー社外取締役（現任） 2015年7月 ABC Cooking Studio KOREA CO., Ltd. 代表取締役社長 2017年1月 株式会社NTTドコモライフサポートビジネス推進部（現スマートライフ推進部）担当部長 2018年6月 オイシックス・ラ・大地株式会社社外取締役（現任） 2018年12月 株式会社トレタ社外取締役 2019年2月 当社社外取締役 [監査等委員] 2020年3月 当社取締役（現任） 2020年7月 株式会社NTTドコモパートナービジネス推進部担当部長（現任） 2021年1月 Plus W株式会社代表取締役（現任） 2021年4月 株式会社You Meey代表取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社NTTドコモパートナービジネス推進部担当部長 株式会社DEFアニバーサリー社外取締役 オイシックス・ラ・大地株式会社社外取締役 Plus W株式会社代表取締役 株式会社You Meey代表取締役	874

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 原田典子氏の戸籍上の氏名は、岡部典子であります。
 3. 原田典子氏を取締役候補者とした理由は、代表取締役社長として強いリーダーシップを発揮して当社の経営を担い、企業価値向上に貢献してきた実績と経営全般において豊富な経験、幅広い見識を有しており、引き続き企業価値最大化を担うに適任であると判断したためであります。
 4. 菅野智也氏を取締役候補者とした理由は、営業及びサービス開発の分野において豊富な経験、実績、見識を有しており、今後も経営の推進及びサービスレベルの維持及び向上に適任であると判断したためであります。
 5. 櫻井稚子氏を取締役候補者とした理由は、過去在籍した会社において一般社員から代表取締役までを経験するなど多様な企業経営経験や実績を有するとともに現在複数のITサービス企業の経営に携わるなど、高い経営能力を有しており当社の事業成長に寄与していただくことができると判断したためであります。
 6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用の損約の被保険者に含まれることとなります。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役鈴木さなえ氏、田中正則氏が任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式 数
1	ナヅ 鈴木 さなえ (1974年1月24日)	1997年4月 株式会社NEC情報システムズ入社 1998年8月 SAPジャパン株式会社入社 2000年12月 AOSテクノロジー株式会社入社 2015年3月 当社取締役 2020年3月 当社取締役(常勤監査等委員)	68,000株
2	※ まつ なが きょう た 松永 暁太 (1972年5月11日)	2000年4月 最高裁判所司法研修所入所 2001年10月 弁護士登録(第二東京弁護士会) ふじ合同法律事務所入所 2013年6月 スターティア株式会社(現 スターティアホールディングス株式会社)非常勤監査役(現任) 2021年8月 くすりの窓口非常勤(社外)監査役(現任) (重要な兼職の状況) スターティアホールディングス株式会社非常勤監査役 株式会社くすりの窓口非常勤(社外)監査役	—

- (注) 1. ※印は、新任の監査等委員である取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 松永暁太氏は、社外取締役候補者であります。
4. 鈴木さなえ氏を取締役候補者とした理由および期待される役割の概要は、複数の会社での経験からテクノロジー及び財務の知見があり、また当社の取締役として当社業務について深い理解があることから、当社のコーポレート・ガバナンス強化が期待できるためであります。
5. 鈴木さなえ氏は、現在、当社の常勤監査等委員である取締役であります。同氏の在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
6. 松永暁太氏を社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要は、企業法務に関する豊富な知見を有しており、当該知見を活かして特にリスクマネ

ジメント、ガバナンス分野について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくこと、及び、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定について関与、監督等いただくことを期待したためであります。

7. 当社は、鈴木さなえ氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、同氏が再任された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、松永暁太氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
8. 松永暁太氏の就任が承認された場合には、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
9. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用の損約の被保険者に含まれることとなります。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第4号議案 取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬（業績連動型株式報酬）の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の金銭報酬額は2018年3月30日開催の当社定時株主総会において、年額3億円以内（ただし、使用人分給与を含まない。）とご承認いただいております。また、当該金銭報酬額の範囲内で対象取締役に対する譲渡制限付株式報酬の額を2021年3月26日開催の当社定時株主総会において、年額1億円以内としてご承認いただいております。

今般、当社は、当社の中長期的な企業価値向上に向けた取組みをより強化し、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役（監査等委員及び社外取締役を除く、以下「対象取締役」という。）に対して、既存の報酬枠とは別枠で新たに「業績連動型株式報酬制度」（以下、「本制度」という。）を導入することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき、対象取締役に対して「業績連動型株式報酬」の付与のために支給する報酬は、金銭報酬債権及び当社株式の交付に伴い生じる納税資金に充当することを目的とした金銭（以下、単に「金銭」という。）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定するものといたします。

対象取締役に支給する金銭報酬債権及び金銭は、本制度について年額1億円以内といたします。対象取締役は、取締役会決議に基づき、本制度により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分される当社の普通株式の総数は、年200,000株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする、当社の普通株式の無償割当てを含む株式分割または株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整する。）といたします。なお、第2号議案が原案どおり承認可決されましても、変更はなく、対象取締役は3名となります。

【業績連動型株式報酬制度の概要】

本制度は、各対象取締役にに対し、当社取締役会が定める期間（以下「評価期間」という。）中の評価指標を当社取締役会にてあらかじめ設定し、当該評価指標の達成度等に応じて算定する数の当社普通株式及び金銭を支給する業績連動型の株式報酬制度（パフォーマンス・シェア・ユニット）です。

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権及び金銭の総額は、

年額1億円以内といたします。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

本制度により、当社が新たに発行または処分する普通株式の総数は、年200,000株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする、当社の普通株式の無償割当てを含む株式分割または株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整する。）とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定いたします。

対象取締役への当社普通株式及び金銭の支給は評価期間終了後に行うため、本制度の導入時点では、各対象取締役に対してこれらを交付するか否か、及び当社普通株式交付のための金銭報酬債権ならびに金銭の額のいずれも確定しておりません。

（1）金銭報酬債権及び金銭の額の算定方法

本制度により対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の額は、対象取締役に対して最終的に割り当てる当社の普通株式の数（以下「最終割当株式数」という。）に業績評価期間終了後に開催される当該割当のための株式の発行又は処分を決定する取締役会の決議日（以下「割当取締役会決議日」という。）の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値を基礎として対象取締役に特に有利にならない価額を乗じることにより算定される。最終割当株式数は、業績目標等の達成度合いを考慮の上決定された業績連動報酬の総額に、取締役会において予め定めた役位ごとの比率を乗じた額を、割当取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値を基礎として対象取締役に特に有利にならない価額で割った数とする。また、支給する金銭の額は、業績連動報酬の総額と金銭報酬債権の額の差額とする。

（2）対象取締役に対する当社株式の割当条件

当社は、対象取締役が次の各号のいずれの要件をも満たした場合または取締役会が本制度の趣旨を達成するために必要と認めた場合に、業績評価期間終了後、対象取締役に対して最終割当株式数の当社の普通株式を割り当てる。

- ①対象取締役が、業績評価期間中、継続して、当社の取締役会が予め定める地位にあったこと
- ②取締役会で定める一定の非違行為がなかったこと

なお、当社は、業績評価期間中に新たに就任した対象取締役が存在する場合または業績評価期間中に対象取締役が正当な事由により当社の取締役会が予め定める地位から退任した場合（死亡により退任した場合を除く）には、当該対象取締役または退任者に割り当てる当社の普通株式の数を、在任期間等を踏まえて合理的に調整する。また、業績評価期間中に対象取締役が死亡する場合には、取締役会の決議により、当社の普通株式に代えて、在任期間等を踏まえて合理的に調整した額の金銭を、当該対象取締役の承継者となる継続人に対して支給する。

（３）組織再編等における取扱い

当社は、業績評価期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合、取締役会の決議により、当社の普通株式に代えて、業績評価期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間等を踏まえて合理的に調整した額の金銭を、対象取締役に対して支給する。

（ご参考）

本株主総会で対象取締役に対する本制度の新たな導入について、ご承認いただきましたら、当社従業員に対しても本制度におけるものと同様の制度を導入する予定です。

以 上

